

建 技 第 4 8 7 号
令 和 3 年 3 月 1 日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県土木部建設技術企画課長



小規模アスファルト舗装工の施工単価の改定について（通知）

このたび、施工面積 100m² 未満を対象とした小規模アスファルト舗装工の施工単価を下記のとおり改定しましたので参考までに送付します。

なお、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 適用年月日 令和3年4月1日以降に作成する設計書

（事務担当：建設技術企画課技術指導係）

○小規模アスファルト舗装工の施工単価

適用条件

①1箇所あたりの施工面積が100m²未満の場合に適用する単価です。

(1箇所あたりの施工面積(A)とは、施工箇所の間隔がおよそ50m以内の範囲の施工面積を合計したものとします。また、施工間隔が50m以上離れている場合は、それぞれ別箇所として取扱います。)

②2層(表層+基層等)仕上げの場合は、2層それぞれの施工面積を合計し、1箇所の面積とみなします。

③砂散布の有無は問いません。

④適用工種は限定しませんが、路面維持管理委託業務には適用しないものとします。

R3年度採用単価

仕様(一層当り)	コード	施工規模	施工費(材料費、機械運搬費含まず)(円)	材料費(アスファルト混合物+瀝青材)(円)	計
アスファルト舗装工 (一層) t \leq 7cm	TA001	0m ² <A<10m ²	45,000	材料費(m ² 当たり)×面積	
アスファルト舗装工 (一層) t \leq 7cm	TA002	10m ² \leq A<30m ²	98,000	材料費(m ² 当たり)×面積	
アスファルト舗装工 (一層) t \leq 7cm	TA003	30m ² \leq A<50m ²	133,000	材料費(m ² 当たり)×面積	
アスファルト舗装工 (一層) t \leq 7cm	TA004	50m ² \leq A<100m ²	165,000	材料費(m ² 当たり)×面積	